

東地申
第3号

「渋谷統括センター埼京乗務ユニットにおける誤った認識で行われてきた終了点呼について、適切な労働時間の取扱いを求める申し入れ」を提出！

渋谷統括センター埼京乗務ユニットは、2024年3月16日に埼京運輸区として発足しました。所属する管理者、乗務員の大部分は大宮運転区や大宮車掌区からの異動者で構成されており、現在においても、社員の構成は大きく変化していません。そのような中で、大宮地本・大宮支社間における2025年4月21日付けの「大地申20号」団体交渉では、大宮統括センター乗務ユニットの管理者が誤った認識で終了点呼を実施していたことが明らかとなりました。渋谷統括センター埼京乗務ユニットにおいても、2025年4月末日まで、管理者も含め乗務員になんら説明もなく当然のように「実作業終了時刻を過ぎてからでない」と終了点呼が実施出来ない」と誤った認識で職場運営が行われ、点呼執行者に実作業終了時刻になっていないことを理由に整理時間内での終了点呼を断られたとの報告もされています。会社の指揮命令下にある中で、誤った職場運営により実作業終了時刻以降に実施された終了点呼については、時間外労働として取り扱うべきであることは明らかなです。追給を行わなければ不払い労働となることから、適切な対応と労働時間管理を求めて下記の内容で東京地本は首都圏本部に申し入れを行いました。「安全・健康・ゆとり」が実感できる職場を目指すため、真摯に団体交渉に臨みます。

【申し入れ内容】

1. 埼京運輸区発足以降も、管理者が誤った認識で実作業終了時刻を過ぎてから終了点呼を行っていた経過と原因、責任の所在を明らかにすること。また、乗務員に対して周知を行わずに放置してきた理由を具体的に示すこと。
2. 大宮統括センター乗務ユニットでは2025年3月31日に「退勤点呼に関わる取扱いについて」がteamsにて社員周知されたが、大部分が旧大宮運転区、旧大宮車掌区の社員で構成されている渋谷統括センター埼京乗務ユニットに対しては周知されなかった理由を具体的に示すこと。
3. 埼京運輸区発足から、終了点呼時刻についての正しい取扱いが職場の全社員に周知された日まで、渋谷統括センター埼京乗務ユニットにおいて実作業終了時刻を過ぎてから終了点呼を行っていた時間については、時間外労働として取り扱い追給を行うこと。また、適切な労働時間管理を行うために必要な対策を講じること。

職場の声をもとに働きやすい職場を創り出そう！！